

不法占用の現状等について

○ 不法占用の実態

■ 悪質な不法占用の事例



幅員の狭い歩道上の約半分を不法占用物件が占拠し、歩行者の通行スペースが狭小



○ 不法占用の実態

■ 不法占用の事例

【固定式物件】



【可動式物件】



(屋外広告物法の簡易除却対象物件)



○ 問題意識

■ 問題意識

- 不法占用物件は、歩道の幅員を狭めるなどして道路の交通に支障を及ぼすほか、道路景観の阻害の原因となっている。
- 道路管理者による安全性のチェックがなされないため、落下等により通行者へ危害を加えるおそれがある。
- 適法に許可を受けて占用料を納付している者に不公平感を与えている。

- また、食事施設、購買施設等を占用許可対象物件に追加したところであるが、不法占用物件により有効幅員が確保できず、まちの賑わい創出のための物件が占用できないおそれがある。
- また、東日本大震災を受けて、
 - ・ 不法占用の突出看板が落下して通行者に危害を加えたり緊急車両の通行を妨げるおそれ
 - ・ 歩道上の不法占用物件が帰宅困難者の移動を妨げるおそれが認識されている。

○ 現在の不法占用対策

- 現在行っている不法占用対策は次のとおり。

○行政指導 → 監督処分 → 行政代執行

【概要】行政指導を実施し、従わない場合には監督処分を実施。履行がない場合に行政代執行による除却を実施するもの。

○簡易除却制度(屋外広告物法 § 7④)

【概要】はり紙、はり札等、広告旗、立看板等について、道路管理者が委任を受けて除却を実施するもの。

○不当利得返還請求

【概要】訴訟手続等により、不法占用期間にかかる占用料相当額を請求するもの。

○罰則(道路法 § 100① I)

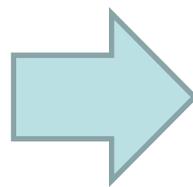
【概要】不法占用者に対して、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を適用するもの。

○ 行政指導 → 監督処分 → 行政代執行

○行政指導 → 監督処分 → 行政代執行

【概要】行政指導を実施し、従わない場合には監督処分を実施。履行がない場合に行政代執行による除却を実施するもの。

<警察と連携した行政指導の様子>



○ 行政指導 → 監督処分 → 行政代執行

問題点

- 突出看板や日除け等の固着した不法占用物件については、行政指導に従わない場合には監督処分に進むことは可能であるが、行政代執行の要件を充足することは困難であり、行政代執行ができない。

＜行政代執行法の要件＞

- ① 他の手段によってその履行を確保することが困難
- ② その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められる

- 店先の商品陳列台や立て看板等については、行政指導により一時的に撤去されるため、監督処分や行政代執行に進むことはない。しかし、しばらくすると再び不法占用される(いわゆる「いたちごっこ」状態になる)ことが多く、抜本的な解決策とならない。

- 無店舗型営業の事業者の看板等、設置者が近隣にいない看板については、一時的な撤去すらなされないという不公平が生ずる。



※ 指導前



※ 指導後、設置者不在の看板のみ存置

○ 屋外広告物条例に基づく簡易除却の委任

○ 簡易除却制度(屋外広告物法 § 7④)

【概要】はり紙、はり札等、広告旗、立看板等について、道路管理者が委任を受けて除却を実施するもの。

道路管理者(直轄)が簡易除却の委任を受けている状況

(平成22年度 実績)

	事務所数	うち委任
北海道開発局	10	10
東北地方整備局	12	0
関東地方整備局	12	0
北陸地方整備局	6	0
中部地方整備局	10	0
近畿地方整備局	11	8
中国地方整備局	9	1
四国地方整備局	4	2
九州地方整備局	11	9
沖縄総合事務局	2	0
計	87	30



問題点

- 対象物件が広告物に限られる(プランターや三角コーンには対処できない)。
- 対象となる道路の区域は、条例で指定された地域内に限られる。

○ 占用料相当額の不当利得返還請求

○ 不当利得返還請求

【概要】訴訟手続等により、不法占用期間にかかる占用料相当額を請求するもの。

〈はみ出し自動販売機住民訴訟〉(H16. 4. 23最高裁判決)

「(商品製造業者は)自動販売機を都道にはみ出して設置した日から撤去した日までの間、何らの占有権原なくこれらの自動販売機を設置してはみ出し部分の都道を占有していたのであるから、東京都は、被上告人らに対し、上記各占有に係る**占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得したものというべき**である。」

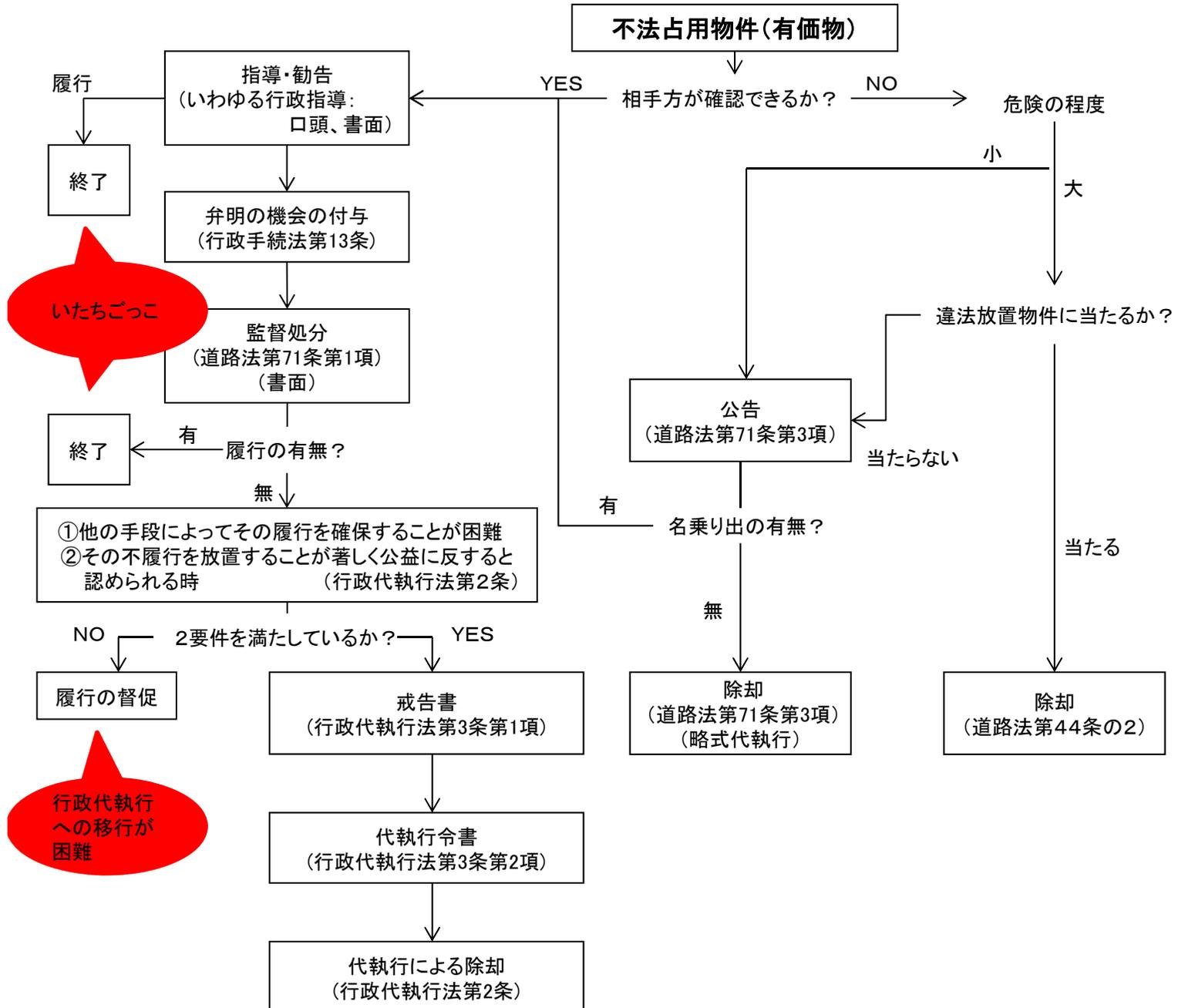
〈有線ラジオ放送事業者の不法占用に対する占用料相当額の徴収〉

有線ラジオ放送事業者が電柱に無断で通信線を添加するなどして不法占用していた事例につき、事業者との協議の結果、過去の占用料相当額の支払いを求めた事例がある。

問題点

- 占用料の滞納であれば国税滞納処分の例により強制徴収が可能であるが、不当利得返還請求の場合は強制徴収のためには民事裁判による確定判決が必要であり、徴収額に比べて業務負担が重い。
- 勝訴したとしても、本来支払うべき占用料額相当を支払うだけのため、不法占用の抑止効果は低い。

(参考) 不法占用の対処フロー



- <その他>
- (無価物)
道路清掃の一環として道路管理者が除却
 - (看板、のぼり旗等)
屋外広告物条例の禁止区域内の一定の物件については、自治体が簡易除却
※ 簡易除却の事務を道路監理者に委任している場合がある
 - (放置自転車)
条例に基づき、自治体が撤去
 - (刑罰)
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(参考) 直轄国道における行政代執行等の実施状況

■ 道路法 § 71①に規定する監督処分の実施状況 (H18-22年度)

	中国地方整備局	九州地方整備局
実施時期	H22.6	H19.9
路線名	中国横断道姫路鳥取線	国道57号線
設置場所	道路予定地	高架橋下
物件名	野立看板	木材
数量	1	—
処分の内容	除却命令	除却命令
結論	行政代執行へ移行	監督処分を受け撤去

■ 道路法 § 71③に規定する略式代執行の実施状況 (H22年度実績)

組織名	時期(月)	路線名	設置場所	物件名	数量	代執行の内容
近畿	H22.6	163号	歩道部	家屋	1	撤去
九州	H23.3	225号	歩道部	ベンチ	3	撤去

■ 道路法 § 44の2に規定する違法放置物件の除去についての実施状況 (H18-20年度実績)

組織名	物件の種類	実施件数
中国	案内看板	1件

(参考) 不法占用に対する行政代執行の事例

1. 概要

場所: 岡山県英田郡西栗倉村影石地内
(中国横断自動車道姫路鳥取線(大原IC~西栗倉IC間))

相手方: A氏

概要: 上記高速自動車国道区域内(国有地)に, A氏が立て看板を設置し, 不法占用している状況。

2. 経緯

H 9.6 日本道路公団が, 看板所在土地を買収

H11.8 A氏が当該土地に看板設置(不法)

H17.1 国土交通省が, 日本道路公団から当該土地を買収

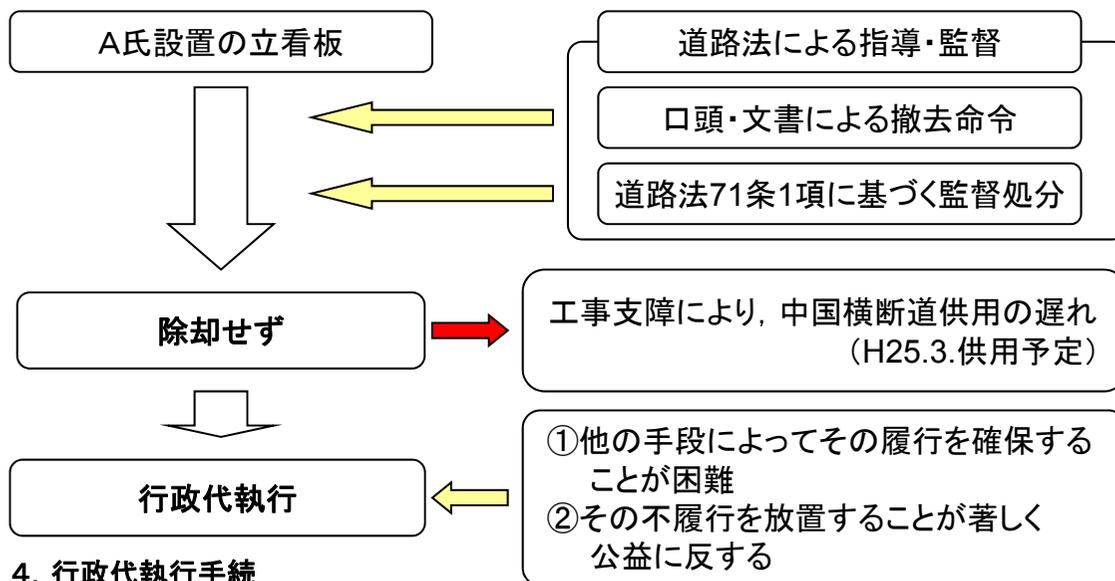
H21.6 当該看板を確認

H22.3 道路管理員(岡山国道事務所管理第一課長)による撤去勧告(文書)

H22.5 弁明機会付与通知(不利益処分(除却命令)に係る弁明機会付与)

H22.6 監督処分(道路法71条1項)

3. 行政代執行の適否

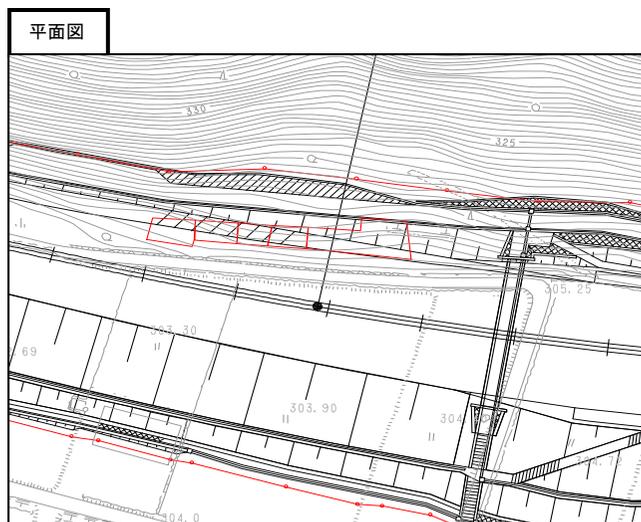


4. 行政代執行手続

H22.7.29 戒告書送達(法第3条)

H22.8.18 代執行令書送達(法第3条第2項)

H22.9.3 行政代執行実施



○ ケース別の問題点

突出看板・日除け

- 突出看板等の設置に道路占用許可が必要であることが知られていない。
- 不法占用の指導をした場合、同一路線の他の看板や他の道路管理者の路線の看板の不法占用が放置されていることとの不公平を申し立て、許可申請や撤去を行わない。
- 道路交通に支障を来している(落下のおそれがある、看板下を安全に通行できないなど)場合でなければ、行政代執行の要件を充足することは困難であり、行政代執行ができない。
- 常置されている物件であるため、占用料相当額分の不当利得返還請求は可能であると考えられるが、民事訴訟によらなければ強制的な徴収は不可能であり、債権額と事務負担を勘案すると現実的ではない。



○ ケース別の問題点

店先の商品陳列台、立て看板等

- 商品陳列台等の設置に道路占用許可が必要であることが知られていない。
- 不法占用の指導をした場合、同一路線又は他の道路管理者の路線の不法占用が放置されていることとの不公平を申し立て、撤去を行わない。
- 現在は商品陳列台等には占用許可を出さない運用としているため、設置者との協議の余地がない。また、そもそも路上に張り出すことを前提に店舗設計がなされており、占用しないと事実上営業が成り立たない。
- 一時的に撤去した場合でも、しばらくすると再び不法占用し、「いたちごっこ」となる。
- 商品陳列台等を一時的に撤去されると監督処分・行政代執行の手続が途絶するため、行政代執行による対処は困難である(いたちごっこに対しては行政代執行手続は対応できない。)



立て看板等



ショーケース



ゴミ箱



のぼり旗



店先の陳列商品等

○ ケース別の問題点

出張看板

- 出張看板(※)の設置に道路占用許可が必要であることが知られていない。
 ※ 無店舗型の営業の看板や遠隔地の店舗等を案内する看板等、設置者が近隣にいない看板のこと。
- 看板の設置者が周辺にいないことが多く、不法占用の指導を対面で行うことができない。
- 店名・連絡先が記載されており、違法放置物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができない場合に該当せず、道路法44条の2による除却ができない。
- 出張看板の設置者に連絡をとり、一時的に撤去した場合でも、しばらくすると再び不法占用し、「いたちごっこ」となる。
- 商品陳列台等を一時的に撤去されると監督処分・行政代執行の手続が途絶するため、行政代執行による対処は困難である(いたちごっこに対しては行政代執行手続は対応できない。)



○ 大阪市道を屋台が不法占用した事例

1. 経緯

- S47 頃 たこ焼き屋A店が大阪市道と市有地とにまたがる形で屋台を設置
- H18. 12. 14 道路区域について大阪市からの除却勧告 → H19. 1. 22 道路部分は撤去
12. 21 A店が市有地の時効取得を主張して所有権移転登記手続請求訴訟を提起
- H19. 5. 23 大阪市が反訴として土地明渡請求訴訟を提起
- H22. 1. 29 控訴審で大阪市側が勝訴（A店側請求を棄却）。同年7月、控訴審判決が確定
- ・ A店は賃料相当損害金を支払え
 - ・ A店は市有地を明渡せ
- H22. 11. 22 A店が屋台を市有地から大阪市道の道路区域へ移動（強制執行予定日の2日前）
- 同月24日 道路管理者が行政指導（口頭勧告）
- 同月25日 道路管理者が行政指導（文書勧告）
- 同月30日 弁明の機会の付与通知書交付
- 12月7日 監督処分（除却命令書の交付）
- 同月10日 戒告書交付
- 同月14日 代執行令書交付
- 同月16日未明 A店が屋台を自主撤去
（行政代執行当日）



左図:A店の不法占用時の状況
下図:自主撤去後の状況(出典:
Google)



2. その後の経過

- 同所における再度の不法占用を避けるため、フラワーポットを設置。
- A店は、近傍のビル前において営業を継続

○ 有線放送事業者による不法占有

1. 事案概要

- 有線ラジオ放送事業者たるA社が、全国各地において電柱に放送用ケーブルを無断で設置するなどして不法占有していることが社会問題化
- 昭和60年4月、郵政省は、A社に対し、延長約125kmの放送用ケーブルを不法占有しているとして業務停止命令を発出。A社は営業を継続
- A社が業務停止命令を無視して放送を続けているとして郵政省が警察に告発し、昭和60年8月、警察がA社社長らを逮捕（罰金刑が確定）

2. その後の経過

- 郵政省の主催する有線放送正常化中央連絡協議会（建設省、警察庁、電気事業連合会等）において対応を協議し、平成12年にA社は放送用ケーブルの不法占有状態を解消。併せて、過去の占有料相当額を道路管理者に対して納付。
- 他の有線放送事業者においても不法占有が常態化していたところ、平成23年、業界大手のB社は放送用ケーブルの不法占有状態を解消。残余の事業者については総務省において指導を継続。



○ 福岡市の屋台に係る取組

1. 経緯

S20 頃 戦後、引揚者や戦災寡婦が生活のために屋台営業を開始

※ 道路占用許可なし、道路使用許可あり

H8. 8月 福岡市長の諮問機関「屋台問題研究会」が発足（H10. 1月に答申）

H12. 5月 答申を受け、「福岡国道工事事務所福岡市屋台指導要綱」及び「福岡市屋台指導要綱」を施行

2. 要綱に規定する占用許可基準

- 要綱の施行時に、一般国道202号において道路交通法の道路使用許可及び食品衛生法の営業許可を受けて屋台の営業を行っている者であること
- 屋台設置後の歩道の有効幅員が2m以上確保されていること
- 点字ブロック端から屋台の区域までが0.6m以上離れていること
- 屋台営業者の占用許可に係る権利の承継・譲渡は原則としてできないものとする 等

3. 現在の占用許可状況（H22年度）

- 直轄国道（202号）：14件
- 福岡市道：140件

4. 最近の動き

- 福岡市内の屋台の減少を受け、福岡市において通称「屋台課長」を配置するとともに「屋台との共生のあり方研究会」を設置



福岡市の屋台
(出典:福岡市HP)



○ はみ出し自動販売機住民訴訟

1. 訴訟概要

- 東京都民たる消費者団体の構成員が、タバコや飲料のメーカーが自動販売機を都道に権原なくはみ出して設置し、東京都が占用料相当額の損害を被ったとして、東京都に代位して不当利得返還等を請求したものの

2. 経緯

H2. 10月 消費者団体が、東京都等に対しはみ出し自動販売機の撤去を要請

その後、東京都の指導とメーカーの協力により、本件訴訟に係る自動販売機はH5. 11月までに撤去され、約3万6千台あったはみ出し自動販売機のほとんどがH6初頭までに撤去された。

H6. 1月 住民訴訟提起

H16. 4月 最高裁判決

3. 争点

- 道路が権原なく占有された場合、道路管理者は、占有者に対し、占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するか
- はみ出し自動販売機が撤去されている状況下で、東京都がメーカーに占用料相当額の不当利得返還請求権等を行使しないことは違法か

4. 判決

- 道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収して収入とすることができるのであるから、道路が権原なく占有された場合には、**道路管理者は、占有者に対し、占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得する**
- はみ出し自動販売機に係る最大の課題は、それを放置することにより通行の妨害となるなど望ましくない状況を解消するためこれを撤去させるべきであるということにあったのであるから、対価を徴収することよりも、はみ出し自動販売機の撤去という抜本的解決を図ることを優先した東京都の判断は十分に首肯することができる。メーカーが、東京都に協力し、撤去費用の負担をすることによって、はみ出し自動販売機の撤去という目的が達成されたのであるから、東京都が撤去前の占用料相当額の金員を取り立てることが著しく不相当であると判断したとしても、それを違法であるということとはできない。